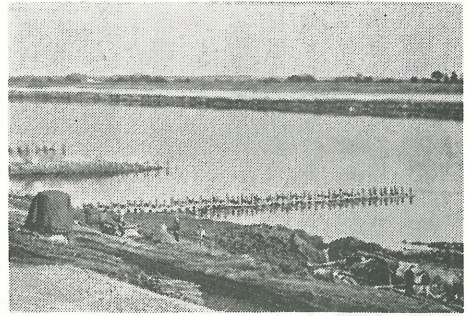




とね

茨城県北相馬郡利根町役場
昭和45年9月10日発行 No. 77



昭和四十五年国勢調査 十月一日午前零時現在

「国勢調査は、十年ごとに
行ない、その中間の五年目には、
簡易な方法による国勢調査を行なう」と規定されています。

本年十月一日、午前零時現在を期して行なわれる国勢調査は、十年ごとに行なう規模の大きな調査にあたっております。大正九年の第一回国勢調査から数えて五十年、本年は第十一回目の調査となるわけです。

国勢調査という言葉は、だけれども、何回か耳にしている言葉ですが、とくに今回の調査は、戦後をはじめて沖縄でも本土と一体的に実施されるばかりでなく、国際連合の勧告による一、九七〇年世界人口センサスの一環ともなるものです。

国勢調査は、国内に住んでいるすべての人を対象としてひとりひとり、もれなく調査する、きわめて大規模の調査

で、この結果は、国の政治や行政の基礎資料となることはもちろん、都道府県および市区町村の行政にも欠くことのできない資料となります。

つづいて保存いたしましたよ

昭和四十四年十月一日現在推計の日本の総人口は、一億二百六十五万人とされておられ、世界の総人口は、一、九六八年(昭和四十三年国連推計)には、三十六億人といわれています。

調査の対象は、さきに申し上げましたが、十月一日現在そこで、すでに三ヶ月以上住んでいるか、または最近移ってきてまだ三ヶ月になっていないが、十月一日の前後を通じて三か月以上にわたって住むことになっている人です。

全国で約五十七万人の国勢調査員が、九月二十四日から三十日までの間に、各世帯を訪問して、調査をお願いやら説明をすることになっていますが、十月一日から五日までの間にもう一度調査員が訪問して調査を取りまとめることになっております。

九月二十四日から三十日までの一週間の事実について、仕事の内容など記入することになっておりますが、調査員が訪問した際には、よろしくご協力くださるようお願い申し上げます。

なお、今回の調査事項は次のとおりです。

- ①氏名 ②世帯主との続き
- ③男女の別 ④出生の年月
- ⑤国籍 ⑥配偶の関係
- ⑦教育(在学か否かの別、在学または最終卒業学校の種類)
- ⑧現住居に入居した時期
- ⑨前住地 ⑩結婚年数
- ⑪いままでに生んだ子どもの数
- ⑫仕事をしたかどうかの別(就業状態)
- ⑬従業地また

県民の日論文募集

趣旨 県民の日(十一月十三日)の趣旨の普及をはかり

県民の郷土に対する認識を深め、将来の郷土の発展についての関心を高める。

主催 茨城県

対象 県内に居住する小・中・高校の児童生徒以外の者

課題名 題名は自由とし、内容は開発の進捗よくなどによって、移り変わってゆく県や市町村の姿などを通して、県民の日の趣旨にふさわしいものとする。

規格 四百字詰原稿用紙三十枚以内。B四版のものに縦書きとすること。

送り先 水戸市三の丸一丁目5番38号 茨城県庁県民室内

- ⑭従業地または通学地までの利用交通手段
- ⑮従業上の地位
- ⑯勤め先、業主などの名称および事業の種類(産業)
- ⑰本人の仕事の種類(職業)
- ⑱世帯の種類(一般世帯、一人世帯)
- ⑲住居の種類(持家、借家の別)
- ⑳住宅の居住室数
- ㉑居室の畳数
- ㉒家計の収入の種類

県民の日論文募集係。

締切日 昭和四十五年十月十日

日県民室へ到着のこと(郵送の場合は当日の消印有効)

審査 結果は十一月月上旬に発表する。

表彰等 ①すぐれた作品に対して賞状及び賞金を贈る。優秀賞一編賞金三万円。佳作若干編賞金一万円。

②優秀作の該当者及び佳作の該当者のうち上位若干人を県民の日の行事である「茨城を空から見る会」に招待する。

その他 ①応募作品の著作権は、県に帰属するものとし、応募作品は返却しない。

②応募作品には、住所・氏名・年令及び職業を明記のこと。

国民年金保険料がわかりました

七月分からだれでも四百五十円に

国民年金のなかが大きく改善され「夫婦で二万円年金」の老令年金や障害、母子年金など、次のように大幅にアップしました。

老令年金六万円 二十五年

納めた場合九万六千円

障害年金七万二千元 一級

障害の場合十二万円

母子年金六万円 十八歳未

満の子二人の場合九万六千

円

遺児年金三万円 十八歳未

満の子一人の場合九万一千

二百円

このように増額された年金を支給するためには、相当な費用が必要ですが、年金の費用は、加入者が納める保険料と国が負担する保険料の半額によってまかなわれておりますので、どうしても保険料の増額が必要とされるのです。

ところで増額された年金を支給するためには、加入者の負担は、月額八百四十円の計算になりますが、一度に引き上げることはたいへんなので当面の保険料は四百五十円と優遇された取り扱いがされました。高い年金を受けて、老

後は少しでも豊かな暮らしができるように、これからの保険料はキチンと納めましょう
なお、いままでの保険料は

国民年金所得比例

保険料の申請手続きを

昨年行なわれた、国民年金法の改正によって、国民年金に所得比例制度がとり入れられ、いよいよ十月から納付が始まります。

この制度は、いままでより余分に保険料を納めてよいから、その分だけ多く年金を受けたいという強い要請によって、新しく設けられたものです。定額保険料四百五十円のほかに月額三百五十円の所得保険料を二十五納めた場合の年金額は、五万四千円となりこれに定額分九万六千円を加え、合計十五万円となります。被保険者であれば、この所得比例制度に加入できます。

この所得比例制度に加入しますと、保険料は、定額保険料四百五十円に、所得比例保険料三百五十円を合わせて八百円納めることとなります。所得比例保険料は、これを滞納しますと、所得比例制度を

三十五歳未満の者は二百五十円。三十五歳以上の者は三百円に区分されておりましたが今年七月からは、被保険者全員が月額四百五十円の保険料になりました。

◎年金で長い老後に灯がともる

脱退したものとみなされますから、滞納のないように注意してください。

次にこうして所得比例制度に加入した場合の老令年金の額は、定額保険料相当部分は一月について三百二十円、所得比例保険料相当部分は一月について百八十円で計算されます。たとえば、夫が所得比例制度に加入した場合の夫婦でうける老令年金の額は、三十五年納付の場合は、前述のように夫の分十五万円、妻の分九万六千円で、合わせますと二十四万六千円の年金がうけられることとなります。

将来の生活のことを考え、所得比例制度に加入されますようおすすめします。

なお、申請手続き等については、後日各被保険者あてに通知する予定でありますので申し添えます。
(住民課・国民年金係)

しめやかに戦没者の慰霊祭

今時大戦における殉国者の遺業をしのび、その霊をお慰めするため、終戦二十五周年の去る八月十五日午前七時から大字布川の忠魂碑前で、戦没者慰霊祭がとり行なわれました。

この日は、全町遺家族並び

に有識者のご参列をいただき殉国者英霊の悲願を深くしのび、ご遺族の安泰と世界人類の永遠の平和を祈念いたしました。
「写真は戦没者の霊に次々に焼香する参列者の皆さんです



毎月第三日曜日は

「家庭の日」

この日を中心に明るく家庭づくり運動が推進されていきます。

募集

広報とねに対するみなさまのご意見やご希望を募集いたします。俳句や短歌・詩等の文芸作品も歓迎いたします。原稿の締め切りは毎月二十日です。

(総務課・広報係)

ご協力ください。

第四回茨城県

こども会キャラバン

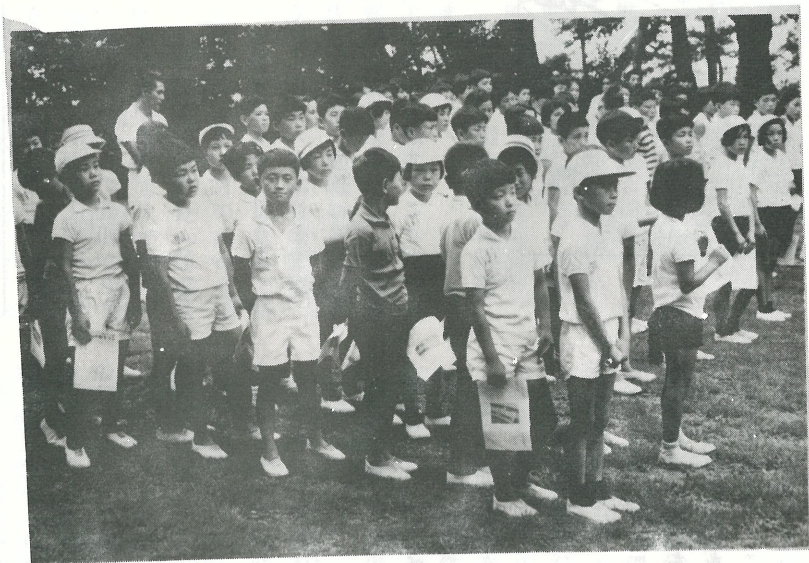
子どもたちの夢と希望をみ
たしましょう。——というス

ローガンのもとに、去る八月
四日午後三時、大字立木の円
明寺に茨城県こども会キャラ
バンがやってまいりました。

この日は、文間小学校の四
年以上の児童が待ちわびる中
に県内各地の男女高校生たち
の奉仕団が到着し、歌やゲー
ム・自己紹介など数々のプロ
グラムで楽しいひとときを過
ごしました。



写真は、みどりの芝ふと樹木に包まれた円明寺の境内で「茨城子
ども会の歌」をうたう高校生の奉仕団です。



写真は、文間小学校の児童です。歌やゲームを始める前に、県
民室のかたや町長さんからいろいろとお話を聞きました。

茨城子ども会の歌

小神野藤花 作詞
細谷 一郎 作曲

一、海のしぶきに乗ってくる
あかるい朝のひをあびて
つなぐ手と手がいばらきの
元気な元気なこども会

三、那珂の河原のせせらぎに
清らににおう梅の花
明日を夢みるいばらきの
うれしいうれしいこども会

二、空の青さに晴れている
筑波に立った七色の
にじにあつまるいばらきの
たのしいたのしいこども会

地方自治用語の解説

【議事公開の原則】

議会の会議において行なわ
れる議案の審議の過程は、こ
れを住民が傍聴することを許
し、公にしてなされなければ
ならないとする原則であるが
出席議員の三分の二以上の賛
成があれば、秘密会とする例
外が認められている。

【議長】

議会を代表し、議場の秩序
保持、議事の整理、議会の事
務を統理するため、議員のう
ちから選ばれる。

任期は、議員の任期による
が、議会の許可を得て、辞任
することはできる。議長は権
限のうち、主なもの、議会の
開閉、議事日程の通告、議
案の審議整理、議場の秩序保
持、理事者の出席要求、閉会
中の副議長、議員の辞職許可
議員の出席催告、議事の採決
議会職員任免、指揮監督等
である。



